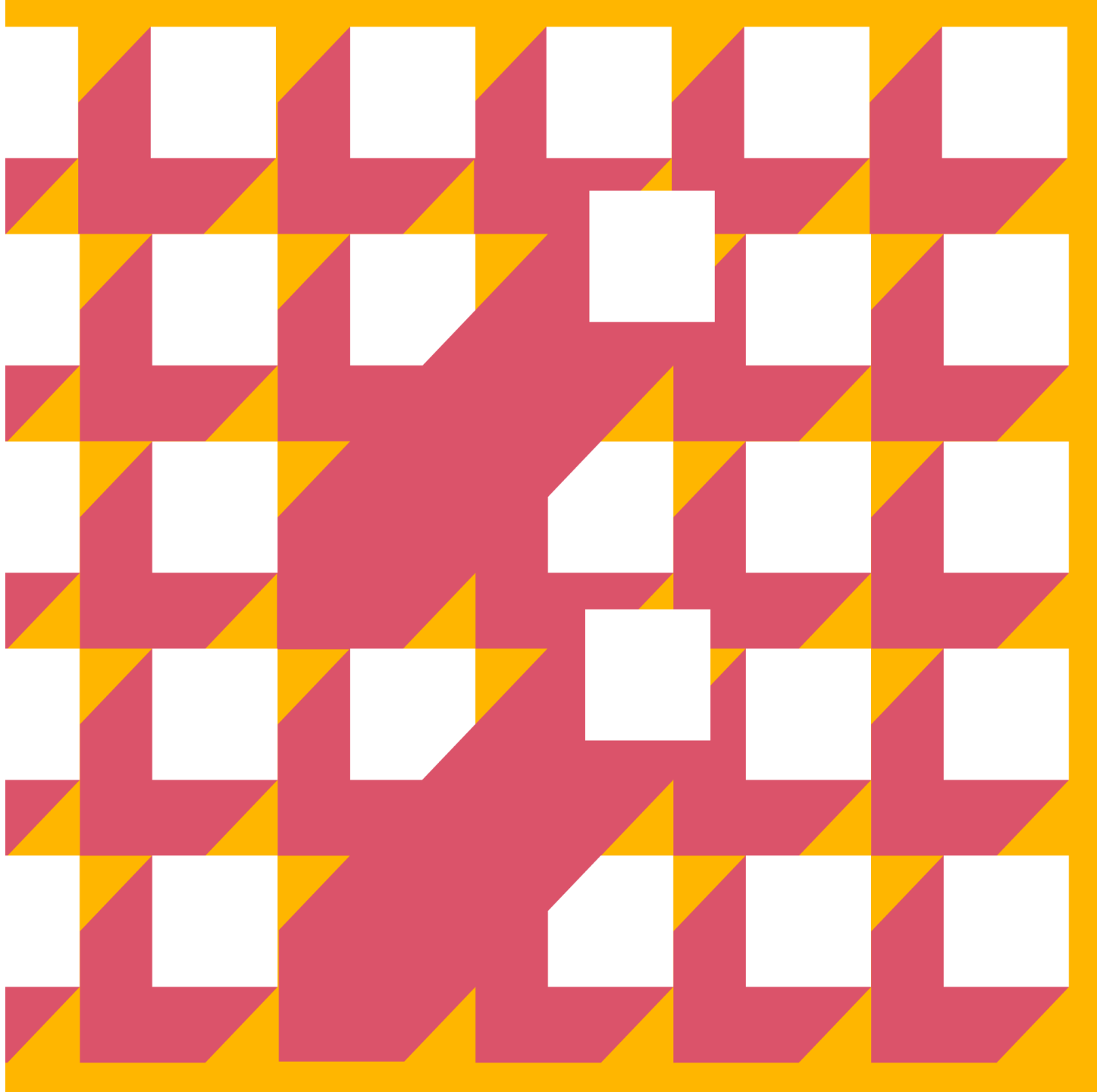


フランス税務の最新 情報 & ホットピックス

抜粋版／2022年4月



PwC Société d'Avocats





VAT / 追跡システム・デジタル化

VAT 追跡システムと「FEC*」ファイル

必要な補完性

原価計算

(コストセンター、...)

電算処理依頼／データ分析／
電算会計監査(以下、CFCI**)

VAT 監査証跡

VAT 監査証跡

- Purchase to pay((P2P)*** と Order to cash (O2C)**** プロセス
- 請求書発行ソリューション
- VATの構成
- コンプライアンス(VAT+イントラスタット)プロセス

連結決算

FEC

FECファイル

VAT Audit TrailとFEC、必要な相補性

移転価格に関する文書

*Fichier des Ecritures Comptables

**Control Fiscal des Comptabilités Informatisées

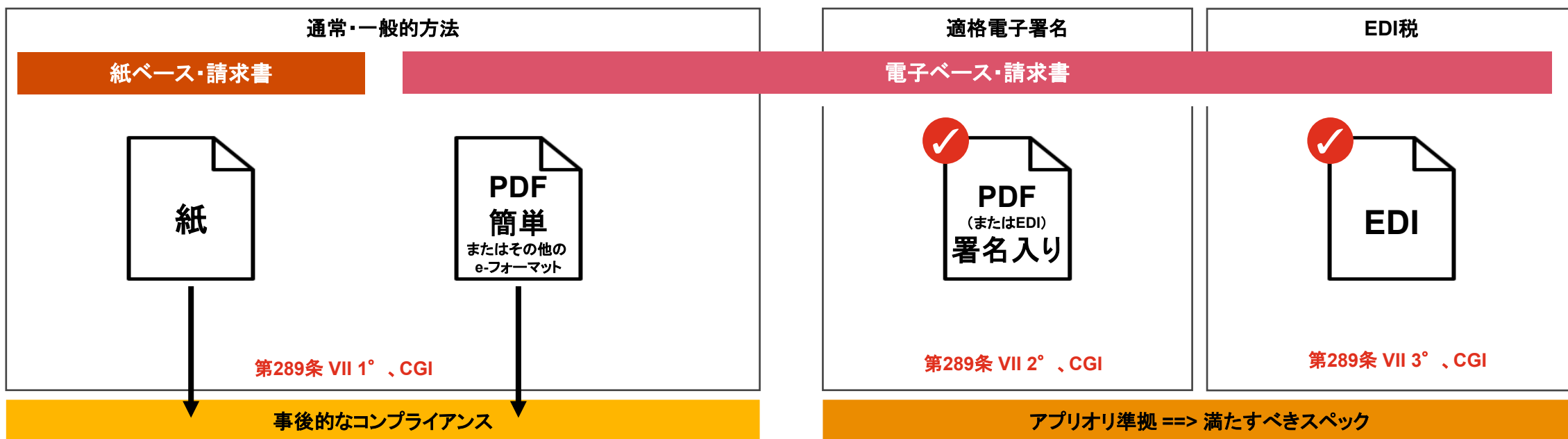
***Procurement-to-Pay(以下、P2P)とは、企業で間接材などを調達する際に必要な、サプライヤーの選定からサプライヤーへの支払い行動までを自動化するプロセスです。

****O2C は 注文-入金 を表します。

VAT追跡システム、いわゆる「PAF*」該当要件

EU指令(2010年7月13日付指令2010/45/EU) : VAT請求書の発行:3つの方法・手段

請求書の取り扱いについて - 2013年1月1日から



VAT追跡システム
必要な恒久的かつ文書化された管理



構造化されたフロー(送受信)に対応した請求書の完全な可読性

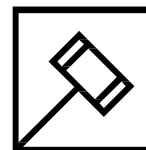
VAT追跡システム

コンプライアンス違反の場合のリスク

リスク

不履行の場合に適用される罰則:

- 01 購入インボイスとそれに対応するインプットVATの否認
- 02 インボイスのない販売に対する違約金の適用(請求額の5%~50%)、
原本の提示がない場合(1枚につき150ユーロ)。
- 03 請求書の記載漏れ・誤りに対して15ユーロのペナルティを適用(上限は
請求額の1/4)。
- 04 VAT処理および報告の誤り

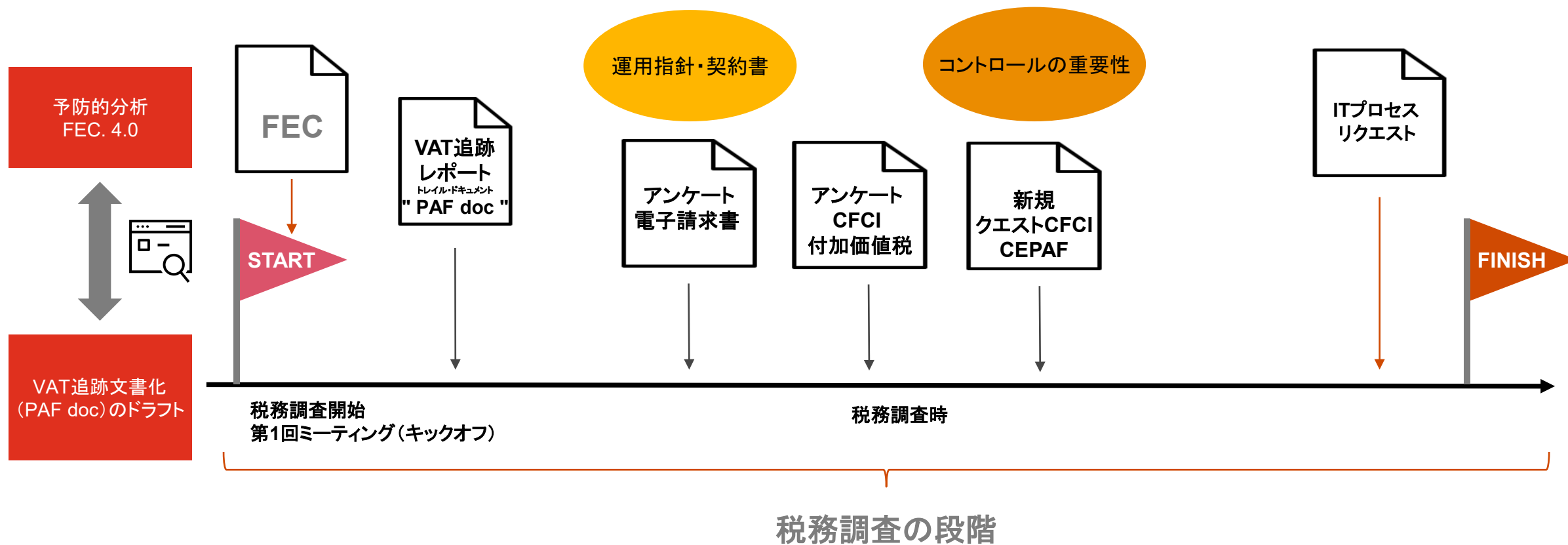


VAT 追跡システム 文書のレビューにおいて、
フランス税務当局が議論し、監査したポイントの
実践例

- ✓ インボイス、クレジットノートのコンプライアンス: 15ユーロ
/エラー
- ✓ VATコードの設定・管理
- ✓ 逆充電の管理
- ✓ クロスボーダー取引における輸送証明の管理
- ✓ 複雑なフローの管理
- ✓ 処理要求: 売上高/VAT申告の照合

VAT追跡システム

フランス税務当局によるVAT追跡システムの税務調査はどのように行われますか？



VAT追跡システム

VAT追跡システム・プロジェクトの実施について

VAT追跡システムの目的

01

会社が導入しているセキュリティとコントロールのレベル(P2P、O2C、マスターデータの管理、コンプライアンスプロセス)を説明し、正当性を立証する。

02

VATおよびインボイスの規則に対する会社のコンプライアンスを実証する。

03

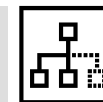
ERP／請求書作成ツールによるVAT管理を説明し、実演する。

VAT追跡システムの構成と内容

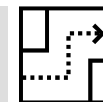
グループ／会社の説明、活動、組織の説明



購入・販売フローとVATおよびレポーティングに関する影響についての一般的な図式の説明



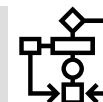
請求書発行と保管・保全スキームの構築



アプリケーション・カートグラフィーとVAT設定ルールの説明



プロセスの概要: エンドツーエンドのPurchase／P2P、Sales/O2C、マスターデータ(サプライヤー/カスタマー/アーティクル)の管理



VATプロセス(CA3/DEB/DES)のレポーティング



文書によるバリューチェーンのテスト(i)、IT／マニュアル監査の重要性のテスト(ii)。



2

導入に向けての課題

導入に向けての課題



課題

- 仕入インボイスのVAT還付の保全
- インボイスのない販売に対しての罰則適用の防止／情報の欠落または不正確な情報ごとに科される15ユーロの罰則
- VAT不正防止策の実施
- VATの内部統制を強化し、購買プロセスにおけるフローの確実な管理
- 2024/2026年のフランスのe-invoicing/e-reporting改革を見据えた対策構築



VAT追跡システムに関する税務当局の目的と期待

- 請求書の真正性、完全性、判読性の保証
- 請求・購入した取引の実態の正当化: 請求書と取引の関連性
- 全プロセスの年表(起点／終点)の再構築と、その各ステップを裏付ける文書／契約書による関連付けの可能性
- 管理の有効性と現実性を示すためにプロセスを文書化し、管理者の管理の容易化
- 請求書および税金(VAT)データの正確性の確保: 請求書(明細書、VAT情報)、パートナー、会計士、財務、取引など。
- リスクの限定と特定
- データの保護とセキュリティ

3

" e-Invoicing " と
" e-Reporting "

e-Invoicingとe-Reportingという2つの義務を伴う法改正



改正の4つの目的：

- **競争力**：請求書管理に関わるコスト削減により、企業の競争力を強化する。
- **政府の行動の舵取り**：時間の経過とともに、企業のすべての活動に関する知識を促進する。
- **予防と管理**：VAT 不正の防止と撲滅を強化する。
- **VAT申告書のプレフィルミング**：プリフィリングにより、中長期的にVAT申告を容易にする。

e-Invoicingの義務

電子請求書の一般化

- 特定の取引に**限定された範囲**。
- 事業体の規模に応じ、発行義務の時期は**段階的に実施される**。
- 取引先の**プライベートプラットフォーム**または**公共のプラットフォーム**を利用する義務が生じる。
- **最低限のデータ**を含まなければならない請求書を作成することとなり、請求書**の概念が変化する見込み**。
- **新たな必須記載事項**が追加される。

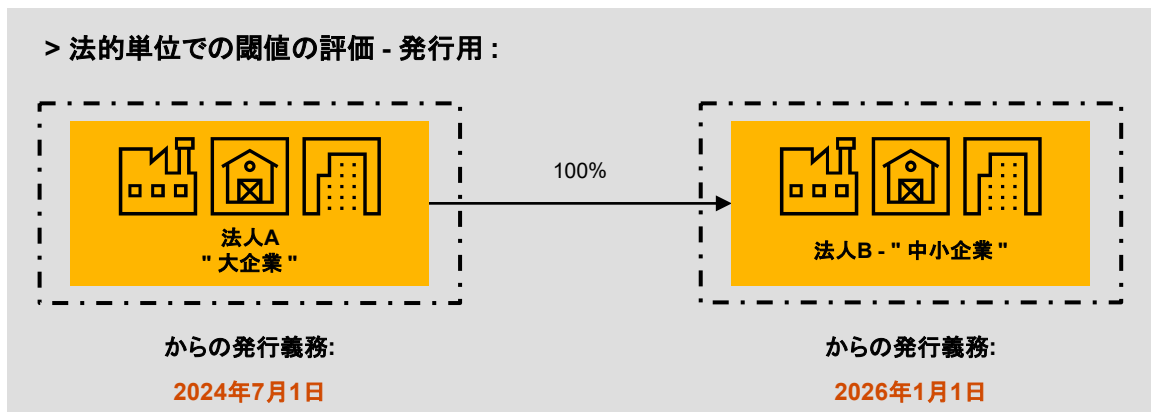
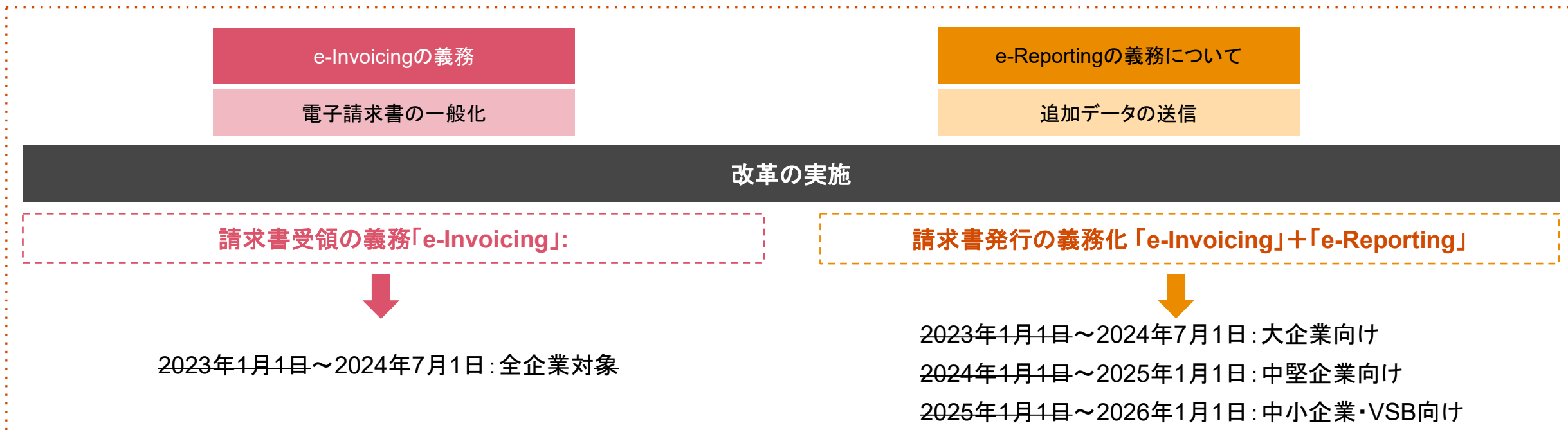


e-Reportingの義務について

追加データの送信

- データ送信の**二重の義務**：
 - **特定の売買取引**(電子請求書発行義務の対象外)。
 - **支払いデータ**および**請求書のステータス**。
- 事業体・グループの規模に応じた**段階的な実施**

e-Invoicingとe-Reporting 改正事項の実施



大企業 → (INSEE: 従業員5,000人以上、または売上高15億ユーロ以上、総資産20億ユーロ以上)*。

中堅企業 → (INSEE: 従業員数5,000人以下、売上高15億ユーロ以下、または総資産20億ユーロ以下)*。

中小企業・VSB → (INSEE: 従業員数250名以下、売上高5000万ユーロ以下、または総資産4300万ユーロ以下)*。

* 2008年8月4日の法律第51条に言及された2008年12月18日の政令第2008-1354号の第3条。

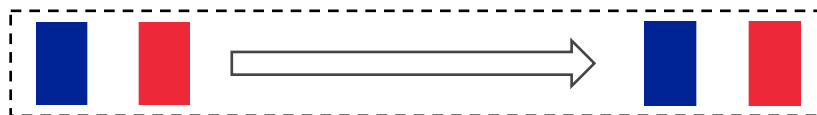
e-Invoicing(電子請求書):その義務の範囲

1 対象者 フランスで設立された納税者 - 納入業者と顧客

2 取引の内容



国内B2Bフロー:フランス居住の納税者



主に、VAT制度(VAT免除、リバースチャージなど)に関係なく、商品と国内サービスの供給。

除外・例外事項を想定しています: FTC第261条から第261条E項を適用してVATが免除され、インボイスの発行が免除される取引。

国際的なB2B取引-フランスに設立された納税者

商品の共同体内供給
商品の輸出...



確認中



レユニオン、グアドループ、マルティニークへの、またはレユニオンからの商品の供給を含む



例外:
モナコとの取引
海外集団との取引

3 インボイスの種類

261 - 自己請求のクレジットノート
380 - コマーシャルインボイス
381 - クレジットノート

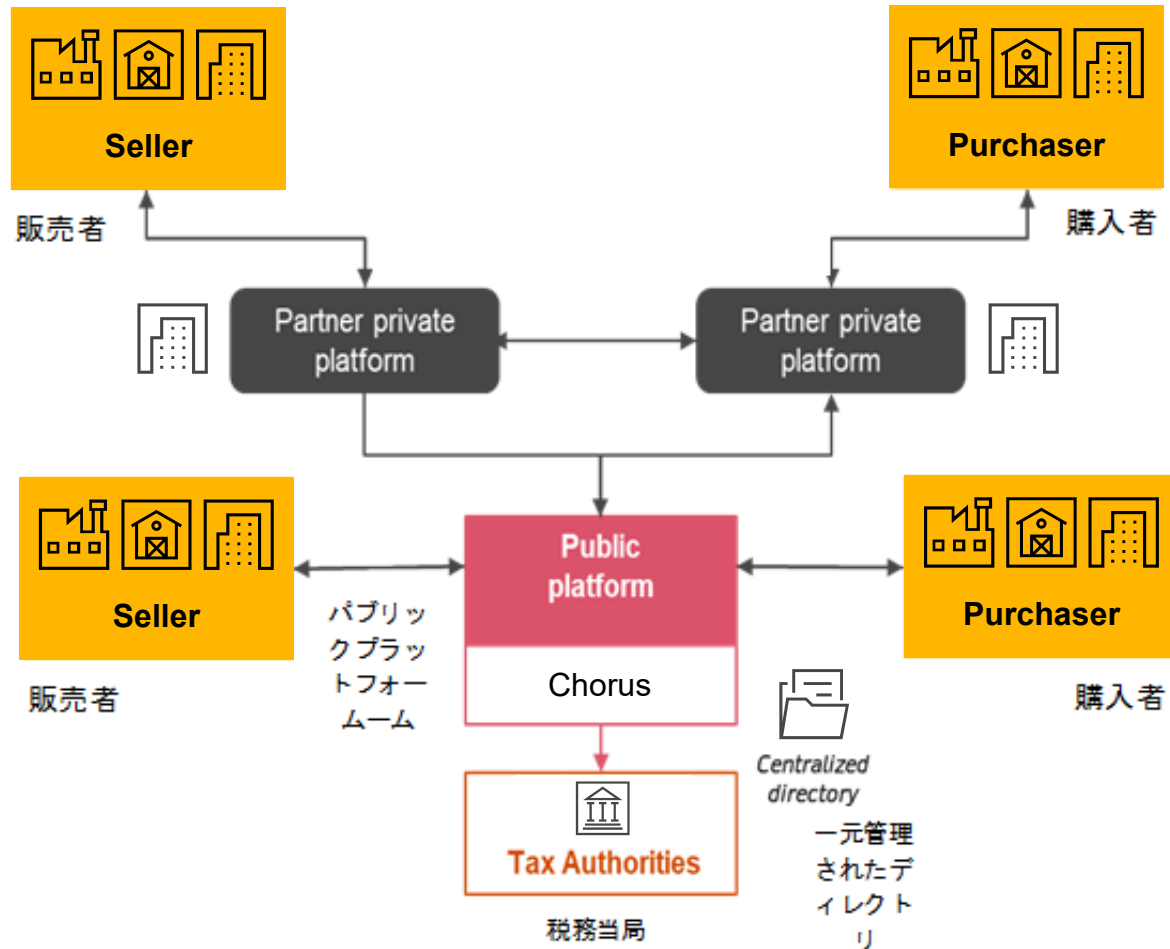
384 : インボイスの修正
386 : 前払い請求書
389 - 自己請求インボイス



特殊なケース - 代位弁済の枠組み:

384 : ファクタリング・インボイス
386 : ファクタリング・クレジット・ノート

e-Invoicing: フランスのe-Invoicing制度



請求書発行・受取のプラットフォームの活用

請求書の発行と受領は、パブリックプラットフォーム (Chorus Pro) またはパートナー・プライベートプラットフォーム (“PDP - Plateforme de Dématérialisation Partenaire”) のいずれかを使用する必要があります。

課税事業者の戦略に応じて、1つまたは複数のプラットフォームを使用することが可能です。

新しいオリジナルインボイスフォーマット

構造化された最小限のデータを含む非物質化形式の請求書の発行、送信および受信。

プラットフォームの役割

プラットフォームは、請求書送信前に第1レベルのデータチェック (データの完全性、セマンティックフォーマットへの準拠など) を行います。

フランス税務当局に送信する特定のフォーマット (F1フォーマット) で請求書から必須データを抽出 (PDP または直接のPPF による)。

一元管理されたディレクトリ

集中ディレクトリ (“Annuaire central”) を通じて、データ (SIREN / SIRET / Code Route) に基づいて行われる請求書の受領プラットフォームの識別。

E-Reporting: その義務の範囲

e-Reporting-追加データトランザクション

販売取引:

- 国際的なB2B取引のデータ(モナコへの取引も含む)
- B2C取引データ

除外の想定: FTC第261条から第261条E項を適用してVATが免除され、インボイスの発行が免除される取引。

購入取引:

- フランスに設立されていない課税対象者からの購入(商品の輸入を除く):
 - コミュニティ内の商品・サービス獲得状況
 - EU域外の事業者からのサービス取得
 - フランスに設立されていないサプライヤーから購入した国内購入品
- モナコからの取引

e-Reporting-支払いデータおよび請求書ステータス

- 請求書のステータス+特定の請求書の支払いデータ



フランスに居住地がない課税対象者、またはその代理人は、VAT指令に規定された特別制度(OSS-IOSS:ワン・ストップ・ショップ)が適用される場合を除き、フランス国内にある物品およびサービスの供給に関するデータを送信し、VATの納税義務を負わなければなりません。

また、特定の請求書に関する支払いデータも送信する必要があります。

電子請求書発行義務に基づく請求書発行のような電子報告義務の段階的な実施

- 想定されるデータ通信の周波数:
 - 通常体制: 毎月10日、20日、末日の翌4日間に月3回配信
 - その他: 月末から7日以内
- 伝送のモダリティ:
 - データは、パブリック・プラットフォームを直接利用するか、「パートナー」のプライベート・プラットフォームを経由して送信する必要があります。
 - 送信モードと送信されるデータは、取引の性質に依存すべきです。

4

フランスの税務調査環境

税金詐欺の刑事罰化

2018年10月に施行された不正防止法:

1. フランス税務当局(FTA)は、10万ユーロを超える税金の更正を検察に提訴する義務を負うようになりました。

- 納税者が税務調査に反対した場合、100%の税金が科されます。
- 未申告活動、法の濫用、詐欺行為には80%の税金が科されます。
- **無申告または故意の違法行為には40%の税金が科されます。**
- 過去6年間に40%または80%のペナルティー、あるいは不正な税務調査がすでに行われている場合。

2. 税金詐欺の刑事判決文の自動公開 (ただし、裁判官の判断で公表を避ける必要がある場合はこの限りではありません)。

3. 行政処分の公表、“名指し”

- 不正行為(すなわち、未申告活動、法律の乱用、不正な操作)は、回避税額が5万ユーロを超える場合、FTAによる公表の対象となる場合があります。

4. 不正行為に対する罰則の適用拡大

- 以前: 最高500,000ユーロの罰金、重大な詐欺事件の場合は3,000,000ユーロに増加する可能性あり。
- 現在: 回避された税金の2倍に相当する額に達することができる(すなわち、これ以上の上限はない)。

不正競争防止法の施行に関するフィードバック ／私たちの経験

- ✓ FTAは、コンプライアンス義務(eファイル、TP、VAT 監査証跡など)の点でますます厳しくなっています。
- ✓ FTAは、交渉と将来の訴訟回避のために、納税者に罰則を課すと警告しています。。
- ✓ 40%のペナルティを避けるためには、納税義務を100%遵守し、税務調査に非常に協力的であることが極めて重要です。

どうすればいいの？

- ✓ 過去6年間の罰則の適用の確認。
- ✓ 将来の法規制の適用につながる可能性のある取引について評価の実施。
- ✓ 税務調査や刑事手続きに伴う罰則適用のリスクを抑えるための書類作成の強化。
- ✓ 新しい法律に関する従業員への教育
- ✓ 税金の申告漏れの際の緊急手続きの見直し

罰則を回避するための予防策

前提条件：書類上の義務を予期すること

税務調査の前に、悪意による罰則の適用から保護し、ケースの可能な罰則の準備のために

リスクとなる可能性のあるタックスポジションの状況の確認

- 将来の税務調査を予測し、そのために取ったポジションの文書化：
 - 税務調査対策ファイルの強化
 - 罰則の適用の制限
- 不正防止法の規定について、関係するチームを訓練し、情報を提供
- 権限委譲の状況の確認
- 緊急時対応手順の見直し

調査に備えて自社の最新の情報の準備

アカウントティング・エントリー・ファイル(FEC)

- 初回訪問時に検査官へ提出
- 監査された各会計年度の資料提出
- 引き渡し前にFEC適合性の確認

VAT追跡システム(PAF)

- 初回訪問時に求められるケース増加

移転価格文書化

- 一般文書(マスターファイル、ローカルファイルなど)
- 簡易書類(様式#2257など)

パテントボックスの文書(FTC238条)

- これまでの実績はあまりない(2019年1月1日開始の事業年度から適用)

予防対策

新しい税務コンプライアンス審査、いわゆる「Examen de conformité fiscale」。

2021年から施行されているルールの範囲:

- あらゆる種類の企業や活動
- 2020年12月期から(1年間をカバー)。



認定ポイント

税務全般の審査ではなく、10項目について第三者による認証を受ける。

- 会計入力ファイルのコンプライアンスと会計品質
- 文書保管規程の尊重
- 税制(法人税、付加価値税)ルールの遵守の確認
- 減価償却方法
- 糧道
- 例外的な費用の損金算入
- 回収VATルールの遵守



レビューの目的

第三者認証機関(監事、公認会計士、弁護士、管理組合等)との契約関係。

- ポジションの確保、税務リスクの低減
- 自発的な規則化の促進
- 税務調査の期間と頻度をより適切に設定するために税務調査を減らす 不正との戦いに焦点を当てる(税務調査の計画戦略においてフランス税務当局によってレビューが考慮されます)。



どんなメリットがあるの？

納税者が第三者によって認定された項目について、その後税務調査を受けた場合、遅延支払に対する罰金および利息は発生しない。

- 誠実であること
- 第三者認証機関の勧告を遵守している

認定ポイントの再審査の際に、第三者に支払った料金の返還を求めることができる。

Thank you

www.pwc.com

© 2022 PricewaterhouseCoopers LLP. All rights reserved. PwC refers to the UK member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.